

特定生産緑地の指定について

● 特定生産緑地制度設立の経緯と制度の概要

都市計画決定から30年が経過した生産緑地地区については、いつでも市に対して買取りの申出をすることが可能な状態となり、都市計画上、不安定な状態に置かれることとなる。

そこで、平成30年4月に施行された改正生産緑地法において、新たに「特定生産緑地制度」が創設された。

特定生産緑地制度は、都市計画決定から30年が経過する前に生産緑地を特定生産緑地に指定をすることによって、買取りの申出が可能となる期間が10年間延長されるとともに、引き続き建築制限、営農義務が課される一方で、相続税や固定資産税の優遇措置が適用可能となる。

● 特定生産緑地の指定

特定生産緑地の指定をする際には、生産緑地法第10条の2第3項の規定により、農地等利害関係人の同意を得るとともに、都市計画審議会の意見を聴くこととされている。

本市においては、平成4年12月9日指定の生産緑地27地区（約4.56ha）が令和4年12月9日に都市計画決定後30年を迎えることから、指定意向かつ営農意向がある生産緑地地区について、下記流れに沿って指定の手続きを進めていく予定である。

● 指定の概要

地区数			面積		
生産緑地地区	特定生産緑地	割合	生産緑地地区	特定生産緑地	割合
27	18	66.67%	約4.56ha	約2.81ha	61.62%

指定手続きの流れ

